

公益社団法人 顔と心と体研究会
理 事 会 規 則

第1条 (目的)

この規則は、公益社団法人 顔と心と体研究会（以下「当法人」という。）の理事会の招集手続、決議事項、決議方法等について、法令及び定款の規定に加え、その詳細を定めることを目的とする。

第2条 (構成)

1. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第3条 (任務)

1. 理事会は、法令、定款及びこの規則において定めるところに従い、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。
2. 理事会は、毎事業年度において4箇月を超える間隔で少なくとも2回以上、理事長及び副理事長より、職務執行の状況について報告を受ける。

第4条 (招集)

理事会は、必要に応じ招集する。

第5条 (招集者)

1. 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事がこれを招集する。
3. 法令又は定款に定めるところにより、理事長以外の各理事は、理事会の目的である事項を示した書面を理事長に提出して、理事会の招集を請求することができる。

第6条 (招集手続)

1. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に通知しなければならない。
2. 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
3. 前二項の規定に拘らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第7条 (議長)

1. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
2. 理事長に事故があるとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選により選出された者がこれに当たる。

第8条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第9条 (理事以外の者の出席)

理事が必要と認めたときは、理事又は監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

第10条 (決議事項)

理事会は、以下の事項について決議を行う。

- (1) 社員総会に関する事項
 - (a) 社員総会の招集
 - (b) 社員総会の目的事項
- (2) 決算に関する事項
 - (a) 当法人の事業報告及び決算の立案及び承認
- (3) 役員に関する事項
 - (a) 理事長及び副理事長の選定及び解職
 - (b) 理事の競業取引、自己取引又は利益相反取引の承認
- (4) 組織に関する事項
 - (a) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (b) 重要な規約規程類の承認
- (5) 人事に関する事項
 - (a) 重要な使用人の選任及び解任
 - (b) 重要な人事の決定
- (6) 資産又は債務に関する事項
 - (a) 重要な財産の処分、譲受又は賃貸借
 - (b) 多額の貸付、又は多額の借入若しくは債務保証
- (7) 当法人の運営に関する事項
 - (a) 当法人の中期活動計画の承認
 - (b) 当法人の年間活動計画及び年間収支予算の承認
 - (c) 重要な取引契約の承認

- (d) 当法人の重要な事業活動の変更、追加又は廃止
- (e) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等、法令の定めによる内部管理体制の整備
- (8) 顧問に関する事項
 - (a) 顧問の選任及び解任
- (9) その他
 - (a) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

第 11 条 (決議の省略)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

第 12 条 (報告の省略)

1. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第 3 条第 2 項の規定による報告には適用しない。

第 13 条 (議事録)

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長（理事長に事故があるときは、出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 14 条 (欠席者への配布)

議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第 15 条 (責任の免除)

1. 理事会は、定款第 27 条第 1 項に基づき、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 111 条第 1 項に定める役員等の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 前項の規定に基づき、役員等の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、

監事の同意を得なければならない。

3. 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく一般社団・財団法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 3 ヶ月以内に異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。
4. 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が 3 ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は、第 1 項の規定に基づく責任免除をしてはならない。

第 16 条 （責任限定契約）

理事会は、定款第 27 条第 2 項に基づき、外部役員との間で、前条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

附 則

1. この規則の制定及び改廃は、理事長が立案し、理事会が決定する。
2. この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。